

固定式消火装置の仕様等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式消火装置の仕様等に関する事項

改正理由

IMO において、SOLAS 条約第 II-2 章第 10.5.6 規則、火災安全設備コード（FSS コード）の 5 章、8 章及び 12 章にそれぞれ規定される固定式局所消火装置、固定式ガス消火装置、自動スプリンクラ装置及び固定式非常用消火ポンプに関する設置要件及び仕様等の見直しが行われ、2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会（MSC91）において、当該 SOLAS 条約及び FSS コードの改正がそれぞれ決議 MSC.338(91)及び MSC.339(91)として採択された。

改正 SOLAS 条約においては、内燃機関を保護する固定式局所消火装置の設置要件が改められた。また、改正 FSS コードにおいては、固定式ガス消火装置について、コンテナ用の貨物区域等を保護する炭酸ガス装置の消火剤の放出時間に関する要件の追加及び燃焼生成ガスを使用する装置に対する規定の削除が行われたほか、IMO の統一解釈 MSC/Circ.1120 を参考に固定式ガス消火装置、自動スプリンクラ装置及び固定式非常用消火ポンプに対する要件の明確化が行われた。

今般、決議 MSC.338(91)及び MSC.339(91)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 区画容積が 500m³ を超える A 類機関区域に備えられる内燃機関は、同機関の用途によらず、固定式局所消火装置により保護する旨規定した。
- (2) 固定式ガス消火装置について、コンテナ用の貨物区域等への炭酸ガスの放出時間に関する要件を規定するとともに、燃焼生成ガスを使用する装置に対する規定を削った。
- (3) 自動スプリンクラ装置の散水率の算定基準及び固定式非常用消火ポンプ用のディーゼルエンジンの凍結防止措置の詳細を規定した。